

公安委員会は、認知機能検査で認知症のおそれがあると判定された者に対し、認知症であるかどうかにつき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し、公安委員会が指定する期限までに**内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書**を提出すべき旨を命ずるものとする。(新法第102条第1項から第3項まで)

内閣府令で定める医師の診断書の要件

- ① 認知症に関する専門的な知識を有する医師(専門医)又は認知症に係る主治の医師が記載したものであること。
- ② 認知症の診断に係る検査結果が記載されていること。
- ③ 認知症であるかどうかに関する①の医師の意見が記載されていること。

【道路交通法施行規則第29条の3第3項】

法第102条第1項から第3項までの内閣府令で定める要件は、認知症に関し専門的な知識を有する医師又は同条第1項から第3項までの規定による命令を受けた者のその理由とされる事由に係る主治の医師が作成した診断書であつて、診断に係る検査の結果及び当該命令を受けた者が認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。